第386回 天草不知火海区漁業調整委員会 議事録

令和4年(2022年)8月30日開催

第386回天草不知火海区漁業調整委員会議事録

- 1 開催日時 令和4年(2022年)8月30日(火)午前11時から
- 2 開催場所 ホテル熊本テルサ 3階 たい樹
- 3 出席者

(出席委員) 江口幸男 前田和昭 佐々木倫一 桑原千知 田代龍也 **廣**田幸英 深川**英**穂 澤田唯二 岸田光代 平岡政宏 一宮睦雄 藤木美才 田中愛美 藤田香織

(欠席委員) 友村喜一

- (漁業取締事務所) 主任技師 山内竜一 技師 山崎翼
- (天草広域本部) 主幹 長山公紀
- (水産振興課) 課長補佐 鮫島守 主幹 木村武志
- (事務局) 事務局長 宮本政秀 参事 篠﨑貴史 参事 郡司掛博昭 技師 直江瑠美
- 4 内 容
- (1) 開 会
- (2)議事

第1号議案

知事許可漁業の制限措置の内容及び申請すべき期間について(諮問)

第2号議案

令和5年産 うなぎ種苗特別採捕許可取扱方針 (照会)

第3号議案

令和4年度全国海区漁業調整委員会連合会九州ブロック会議の提案 議題(協議)

議事の経過

事務局	定刻になりましたので、ただ今から第386回天草不知火海区漁業調
	整委員会を開催いたします。
	委員会開催にあたり事務局から御報告いたします。
	本日の委員出席者数は、15名中14名で過半数に達しておりますの
	で、海区漁業調整委員会規程第5条第1項に基づき、本委員会が成立し
	ていることを御報告いたします。
	それでは、議事に入ります前に、資料の確認をさせて頂きます。
事務局	「第386回天草不知火海区漁業調整委員会次第」と書かれた資料及
	び漁業関係法令集を各1部お配りしております。
	過不足等ありませんでしょうか。
	それでは、江口会長お願いします。
議長	皆さんこんにちは。
	皆さんもご承知の通り、本日は海水養殖漁協の深川組合長もいらっ
	しゃいますが、かなりの赤潮被害があっております。私も牛深から現

地を見て回りましたが、かなり厳しい状況でございます。報道されて

おりますが、過去2番目に被害が多い赤潮となっております。深川組合長をはじめ、養殖組合の皆さんに頑張っていただきますようお願いします。漁業を取り巻く状況は、厳しい状況でございます。委員会におきましても少しでも漁業者のプラスになるように活動していけたらと思いますので、どうぞよろしくお願いします。

議長

それでは早速でございますが、ただいまから第386回天草不知火海区漁業調整委員会を開会いたします。議事に入ります前に、海区漁業調整委員会規程第10条で定められております議事録署名につきまして、本日は桑原委員と田中委員にお願いいたします。

また、議事録作成後は、漁業法第145条第4項の規定により、熊本県のホームページに掲載し、公表することとします。それでは早速でございますが、議事に入りたいと思います。

議題の第1号議案「知事許可漁業の制限措置の内容及び申請すべき 期間について」、水産振興課から説明をお願いします。

水産振興課

水産振興課です。本日諮問させていただく知事許可漁業の制限措置の内容及び申請すべき期間について説明させていただきます。制限措置とは、漁業種類、漁業時期、操業区域などを総称した用語です。着座にて説明させていただきます。

熊本県漁業調整規則、以下規則といいますが、規則には、知事は、 新たに漁業の許可をしようとするときは、当該知事許可漁業を営む者 の数、当該知事許可漁業に係る船舶等の数等を勘案して、許可する隻 数等を内容とした制限措置を定め、当該制限措置の内容及び許可を申 請すべき期間を公示しなければならないと規定されています。また、 公示する制限措置の内容及び申請すべき期間を定めようとするとき は、関係海区漁業調整委員会の意見を聴かなければならないと規定されています。

今回諮問させていただく内容について具体的に説明いたします。資料3ページから21ページまでに公示を予定している制限措置の案を掲載しておりますが、案の内容及び各漁業の概要について、法令集に添付している資料を用いて説明させていただきます。各資料の右下に番号を付記しております。説明する資料をこちらの番号でお示し致します。スライドにも同じものを映し出しておりますので、お手元の法令集又はスライドの見やすい方をご覧ください。

まず、法令集上から1枚目の下段の2番になります。新たに漁業を 営みたいと要望のあった新規の許可漁業は、手繰第3種漁業なまこけ た網漁業、きびなご刺し網漁業、たこつぼ漁業、かにかご漁業及びそ の他のかご漁業です。許可の有効期間満了に伴い引き続き漁業を営み たいと要望のあった漁業は潜水器漁業及びかつら網漁業です。

最初に新規の許可についてご説明します。まず、手繰第3種漁業なまこけた網漁業についてです。資料は、1枚目の裏面の3番に漁法を4番に操業区域や隻数を示しています。3番の中央部の図のような

「けた」と呼ばれる金属製の枠を使用して、右上の図のように網具に設置して漁具の網口を広げ、海底を曳く漁法で、なまこを漁獲します。10月から翌年3月まで操業可能となっています。今回、公示を予定している制限措置の操業区域は、下段の4番の参考図に青と緑で着色している火共第3号共同漁業権漁場内芦北地先と天共第10号共同漁業権漁場内旧本渡市地先です。許可予定の隻数は2隻と1隻であり、船舶の総トン数及び推進機関の馬力数、漁業を営む者の資格については、資料3ページに記載のとおりとなっています。手繰第3種漁業なまこけた網漁業については、以上です。

次にきびなご刺し網漁業についてです。法令集の資料を上から2枚目の上段5番に漁法を下段の6番に操業区域や隻数を示しています。きびなご刺し網漁業では、スライド5番の図のように網漁具を設置し、水面をたたくなどして脅し、網に絡ませ、きびなごを漁獲します。漁業時期は、8月から翌年6月までとなっています。今回、公示を予定している制限措置の操業区域は、資料6番の緑色と青色に着色している天共第8号共同漁業権漁場内天草町地先と天共第9号共同漁業権漁場内魚貫町地先です。許可予定の隻数は各1隻であり、船舶の総トン数及び推進機関の馬力数、漁業を営む者の資格については、資料5ページに記載のとおりとなっています。きびなご刺し網漁業については、以上です。

次にたこつぼ漁業です。法令集の上から2枚目の裏面の上段7番に 漁法を、下段の8番に操業区域や隻数を示しています。資料7番の右 の図のような素焼きの壺を海底に設置して、たこを漁獲します。漁業 時期は周年となっております。今回、公示を予定している制限措置の 操業区域は、資料8番の参考図に緑色で着色している天共第10号共 同漁業権漁場内旧本渡市地先となっています。許可予定の隻数は1隻 であり、船舶の総トン数及び推進機関の馬力数、漁業を営む者の資格 については、資料8ページに記載のとおりとなっています。たこつぼ 漁業については、以上です。

次にかにかご漁業です。法令集の上から3枚目の表面上段の9番に 漁法を、下段の10番に操業区域や隻数を示しています。資料9番の 図のようなかごを海底に設置しまして、がざみ、いしがに等を漁獲し ます。漁業時期は8月から12月までとなっています。今回、公示を 予定している制限措置の操業区域は、資料10番の参考図に青で着色 している火共第3号共同漁業権漁場内芦北地先です。許可予定の隻数 は1隻であり、船舶の総トン数及び推進機関の馬力数、漁業を営む者 の資格については、資料10ページに記載のとおりとなっています。 かにかご漁業については、以上です。

次に新規の許可としては最後になりますが、その他のかご漁業です。法令集の上から3枚目、かにかご漁業の裏面になりますが、上段の11番に漁法を、下段の12番に操業区域や隻数を示しています。 図のようなかごを海底に設置しまして、海域によって主たる漁獲物は異なりますが、あなご、がらかぶ、めばる、うつぼ等を漁獲します。 漁業時期は3月から11月までとなっています。今回、公示を予定している制限措置の操業区域は、12番の参考図で橙、青、黄色、緑及び灰色に着色している5つの共同漁業権漁場内です。許可予定の隻数は各1隻であり、船舶の総トン数及び推進機関の馬力数、漁業を営む者の資格については、資料12ページ及び13ページに記載のとおりとなっています。その他のかご漁業については、以上です。

次に許可の有効期間満了に伴う許可についてご説明します。

まず、潜水器漁業です。法令集の上から4枚目の上段の13番に漁法を、下段の14番に操業区域や隻数を示しています。13番の図のような宇宙服に似たヘルメット式潜水器を着用し、船上からコンプレッサーで酸素を供給して、海底のたいらぎなどの貝類を漁獲します。漁業時期は区域によって異なりますが、周年操業が可能な区域が多くなっています。今回、公示を予定している制限措置の操業区域は、14番の参考図で緑、青に着色している天共第3号共同漁業権漁場内、天共第8号共同漁業権漁場内天草町地先と別記1の区域です。別記1の天草有明海の区域については、橙色で色付けしています。別記1の隻数は資料14番に記載のとおりであり、船舶の総トン数及び推進機関の馬力数、漁業を営む者の資格については、資料17ページに記載のとおりとなっています。潜水器漁業については、以上です。

次に、かつら網漁業です。法令集の上から4枚目の裏面の上段の15番に漁法を、下段の16番に操業区域や隻数を示しています。かつら網漁業では、まず振り綱により、魚を密集させます。次に、地曳網用の漁具を魚群を包み込むように展開し、陸の方へと漁船で引っ張っていきまして、最後は、海岸から人力で地曳網を引き揚げます。非常に大掛かりな漁法であり、操業には数十人が必要となります。かつら網漁業では、たいやいさきを漁獲します。周年操業が可能であり、今回、公示を予定している制限措置の操業区域は、16番の参考図で橙に着色している天共第9号共同漁業権漁場内牛深町地先です。許可予定の隻数は2隻であり、船舶の総トン数及び推進機関の馬力数、漁業を営む者の資格については、資料20ページに記載のとおりとなっています。かつら網漁業については、以上です。

最後に許可の申請期間についてです。新規の許可の申請期間は、令和4年(2022年)9月12日から令和4年(2022年)9月12日までとしています。許可の有効期間満了に伴う許可のうち、潜水器漁業は、令和4年(2022年)9月8日から令和4年(2022年)9月14日まで、かつら網漁業は令和4年(2022年)9月12日から令和4年(2022年)10月11日までとしています。

以上で説明を終わります。御審議のほど宜しくお願い致します。

議長

委員の皆様からご質問はありませんか。

議長

ありませんか。

議長

それでは特に無いようですので、第1号議案「知事許可漁業の制限 措置の内容及び申請すべき期間について」は、「特に意見なし。」と 答申してよろしいですか。

委員

はい。

議長

はい、どうもありがとうございます。

それでは、第1号議案については、特に意見なしと答申します。

続きまして、第2号議案「令和5年産うなぎ種苗特別採捕許可取扱 方針」について、水産振興課から説明をお願いします。

水産振興課

水産振興課です。第2号議案「令和5年産うなぎ種苗特別採捕許可取扱方針について」、皆様のご意見を伺いたく、照会させていただいております。それでは座って説明させていただきます。

資料25ページをご覧ください。うなぎ種苗特別採捕許可取扱方針は、県内のうなぎ養殖用及び県内河川等への放流用に供するものに限りシラスウナギの採捕を許可し、ウナギ資源の健全な活用と資源の維持を期すると共に、ウナギ種苗の採捕秩序の確立を図ることを目的としています。毎年内容の見直しを行った上で制定しています。今回は令和4年12月から令和5年4月の令和5年産のうなぎ種苗採捕に係る取扱方針についてご意見を伺うものです。

取扱方針で定められている主な内容は、(1)漁具漁法の指定、

(2) 許可取得者、採捕従事者、指定集荷人の責務、(3) 許可、採捕 従事者、指定集荷人の対象者、(4) 採捕の区域、(5) 採捕数量、漁 具数、たも抄いの採捕従事者数等の制限、(6) 許可の条件、(7) 不 許可及び許可取消しの要件、(8) 許可期間及び採捕の期間、(9) 採 捕実績の報告義務、となります。

今回の方針では、基本的な許可の仕組みについては従来の方針から 変更を加えていませんが、大きく分けて4つの修正を行っています。 修正の詳細は後ほどご説明いたします。

取扱方針の内容に入る前に、うなぎをめぐる状況について、水産庁 資料を用いてご説明します。資料は26ページをご覧ください。ま ず、上の図をご覧ください。ウナギは河川で成長し、成熟すると海に 下り、海で産卵、孵化し、シラスウナギとなって河川に戻ってきま す。ウナギの減少要因としては、海洋環境の変動、親ウナギやシラス ウナギの過剰な漁獲、生息環境の悪化などが指摘されておりますが、 各要因がどのように影響しているかはわかっておりません。

減少要因がはっきりと分かりませんが、さらなる資源の減少を避けるために、資源管理や生息環境の改善対策を実施しております。

下の図をご覧ください。シラスウナギの来遊状況についてですが、 図を見ますと、年々減少していることがわかります。特に近年は少な い採捕数量で推移しています。

続いて資料27ページをご覧ください。ウナギが絶滅危惧種に指定

されたことを受け、ウナギ養殖業は国の許可がなければ営むことができない指定養殖業となっています。本県では13業者が国の許可を受けて営んでいます。このうち、シラスウナギを使用して養殖することができる許可を保有している者が8業者います。これらの業者が自らの養殖に使用するシラスウナギを採捕する場合又は熊本県養鰻漁業協同組合がこれらの業者へ種苗を供給する場合に、種苗の採捕を許可しています。また、内水面漁協が漁業権漁場内に放流する目的で採捕する場合にも、同様に許可しています。

次に本県におけるウナギ種苗の特別採捕許可の仕組みについて、ご 説明させていただきます。資料28ページをご覧ください。許可を受 けた許可取得者が必要な量を採捕従事者を使って集めることになりま す。さらに、シラスウナギの違法な流通をなくすため、本県では採捕 従事者が採捕したシラスウナギは指定集荷人を通じて許可取得者の下 へ全て集められる仕組みとなっています。

資料の29ページをご覧ください。本県で使用されている漁具図を載せています。固定式の網具又は手持ちの網を使用して採捕されており、漁具漁法及び採捕区域ごとに許可しています。固定式の網具は内水面と海面で呼び名が変わり、内水面で使用されるものを提灯たぶ、海面で使用されるものをちょうちん網と呼んでいますが、基本構造はどちらも同じです。手持ちの網での採捕については、内水面、海面ともにたも抄いと呼んでいます。また、採捕従事者には下の図のとおり指定の帽子を着用することを義務づけております。

令和5年産の取扱方針案は資料30ページ以降となりますが、ここでは修正箇所及び修正の内容がわかるよう、資料40ページ以降の新旧対照表を使用してご説明いたします。

新旧対照表では左端に令和5年産の新たな取扱方針の案、中央に令和4年産の旧取扱方針、右端に改正理由を記載しています。軽微な修正部分につきましては説明を省略させていただきます。まずは漁具数の制限に係る変更についてご説明させていただきます。

新旧対照表の42ページをご覧ください。第15条の提灯たぶ及びちょうちん網の統数を制限する規定について、従来、ただし書きによって前年産の許可実績統数を上限に許可する仕組みとなっていました。

今回の改正を説明するに当たり、まずは資料の48ページをご覧ください。こちらは提灯たぶの概略図と主な漁獲物を示しており、図の中央部にごみ取りネットが設置されております。このごみ取りを設置することで、うなぎを捕獲する魚捕部(いおとりぶ)と呼ばれる部分にはうなぎの稚魚と、混獲物としては入ったとしてもヨコエビ類等が入り、アユ稚魚等の混獲は避けることがでます。資料の42ページに戻ってください。改正理由にも記載しておりますが、令和3年、4年の調査によってアユ稚魚等の混獲がほぼないことを確認できましたが、調査以前の令和2年産から、他魚種への影響の懸念から菊池川での許可統数を段階的に減らしていました。その結果、操業1回のシラスの採捕数量が減少し、池入れが可能となる一定量を確保するまでに長期間一時保管する必要

が生じ、池入れ前までにシラスがへい死し、採捕したシラスの無駄が生じるようになったため、養殖業者から許可統数を元に戻してほしいとの要望がありました。そこで、統数の在り方を検討するため、提灯たぶの河川資源への影響を調べるとともに、漁業権者の意見を聴取するなど検討したところ、資料は次のページになりますが、①として、先ほど図でご説明しました網に混獲防止の措置が取られており、漁獲調査ではアユ等他魚種の混獲が確認されず、河川資源への影響は認められなかったこと、②にありますように当該河川の漁協の了解が得られたこと、③として養殖業者毎に採捕上限となる採捕許可量が定められているため、シラスの乱獲には繋がることないことから、許可統数の見直しを行うこととしました。

次の修正箇所は同じページの第 1 6条のたも抄いの採捕従事者数を制限する規定です。こちらも従来、ただし書きによって前年産の許可実績人数を上限に許可する仕組みとなっていました。しかし、令和 2 年 7 月豪雨があり、養鰻組合から申請されている芦北地区のたも抄いの採捕従事者が被災したため、芦北地区でのたも抄いの許可申請を断念せざるを得ない状況が発生しました。豪雨被災により許可申請のできなかった採捕従事者を復帰させるための限定的な措置として、昨年に限り、前年許可実績を上限とする規定を 2 年前まで遡ることができるよう修正しておりましたので、これまで通り前年産の許可実績人数まで、という規定に戻しました。

資料の46ページをご覧ください。3つ目の修正箇所は第23条の許可及び採捕の対象期間についてです。内水面における採捕の対象期間を、昨年は12月22日から3月31日の連続した100日間としております。今年も採捕期間は100日間と変わりませんが、採捕に適した潮に合わせるため、2日間早める微調整を行うこととしました。

以上で、説明を終わらせていただきます。ご審議をよろしくお願いい たします。

議長

ただ今、水産振興課から説明がありましたが、委員の皆様から御意 見、御質問はございませんか。

議長

ございませんか。

委員

はい。

議長

それでは異議がない旨、回答します。

続きまして、第3号議案「令和4年度全国海区漁業調整委員会連合会九州ブロック会議の提案議題」について、事務局から説明をお願い します。

事務局

委員会事務局でございます。 資料は、49ページ以降になります。 はじめに、令和4年度に全国海区漁業調整委員会連合会が行った要望結果について御説明いたします。

要望は、東日本・日本海・中国四国・九州という4つのブロックごとに構成する全国の海区漁業調整委員会から提案された要望を、全国海区漁業調整委員会連合会が集約して1つの要望書としてとりまとめ、毎年5月に開催される全国海区漁業調整委員会連合会の理事会と総会に諮り、同年6月から7月にかけて、関係省庁に対して要望活動を行います。

今年度の要望内容は、昨年度開催しました第378回の本委員会で 御審議いただき承認された提案議題を本県の要望として全漁調連へ提 案し、全漁調連が取りまとめたものになります。資料50ページから 55ページに昨年度、本県ら要望した提案議題4項目を示しています。 資料56ページをご覧ください。

今年度の要望活動につきましては、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、全国海区漁業調整委員会連合会の総会については、6月に書面決議により行われましたが、関係省庁への要望活動は、7月22日に3年ぶりに対面での実施となり、江口会長に御出席いただきました。

令和4年(2022年)8月3日付け4全漁調連第13号により全国海区漁業調整委員会連合会会長から、令和4年度全国海区漁業調整委員会連合会の要望結果が送付されました。

資料57ページから85ページに全漁調連の要望とそれに対する関係省庁からの回答を取りまとめた資料を掲載しています。

資料の左の欄に要望した項目を示し、右の欄に関係省庁からの回答 を得ております。

順に要望の内容及び回答についてご説明します。

まず、資料50ページの本県が要望した「海区漁業調整委員会の財政基盤の確保について」の背景についてご説明します。

海区漁業調整委員会は、永きに亘り漁業権の免許や許可方針等の協議、県内及び隣接県との漁業調整、資源管理に至るまで、幅広い役割を担い、漁業制度の円滑な運営を確保してきました。

令和2年12月に改正された新たな漁業法では、水面を総合的に利用し、もって漁業生産力を発展させるという目的を掲げており、海区漁業調整委員会においても、漁業調整機構としての役割を十分果たすことが求められています。

そのためには、海区漁業調整委員会の積極的な活動が不可欠であり、 その活動のための財源確保が必要不可欠であります。

ついては、海区漁業調整委員会の財政基盤を確保するため、国による更なる予算措置を要望するものです。

この要望に対する回答は、資料57ページのI 海区漁業調整委員会制度についての項目2により、水産庁から、漁業調整委員会等交付金については、国の厳しい財政状況の中においても一定の予算を確保しているところであり、引き続き、海区漁業調整委員会の活動に極力

支障を生じることのないよう、予算確保に努める。との回答を得ております。

次に、本県が要望した資料51ページの「大中型まき網漁業の操業 禁止区域の拡大並びに適正操業の指導強化について」の背景について ご説明いたします。

大中型まき網漁業について、概要をご説明します。スライドに表示 している資料と同じものを法令集の黄色の付箋がついている部分に掲 載しておりますので、お手元の法令集でご確認下さい。大中型まき網 漁業は、1そう又は2そうの網船と呼ばれる数十トンから数百トンの 漁船を中心に船団を組んで操業します。広域的に操業することから農 林水産大臣が許可するまき網漁業であり、あじ、さば、いわし、かつ お、まぐろなどを漁獲します。黄色の付箋がついたページから2ペー ジ目をご覧ください。近年、大中型まき網漁業は、全国の海面漁業の漁 獲量の約30パーセントを占めています。特に、まいわしやかつおと いった魚種については、60パーセント以上を大中型まき網漁業が漁 獲しています。大中型まき網漁業は、漁獲量が非常に多く、第1号議案 でお諮りした知事許可漁業のような数トンから十数トンの小型の漁船 を使用する沿岸漁業とのトラブルが発生することから、大中型まき網 漁業には、農林水産省令により操業禁止区域が設定されております。 資料52ページをご覧ください。熊本県近海の禁止区域を示した図に なります。赤い線が省令で定められている大中型まき網漁業の禁止区 域になります。本県の海域においては、海岸から約2,500メートル が禁止区域となっていますが、苓北町地先や天草市牛深町地先のよう に、禁止区域が設定されていない区域があります。一方で、長崎県は約 5,000から15,000メートル、鹿児島県も約4,000メート ルまでは禁止区域となっております。

このように、熊本県海域では操業禁止区域が狭いため、昭和60年頃から大中型まき網漁業による、熊本県沿岸での操業が増えてきました。

そのため、本県西海地区漁協連絡協議会と鹿児島県の大中型まき網漁業協同組合との間で熱心な話し合いが重ねられ、最終的に平成18年に両者で黄色い線で囲まれた区域での操業を控えるという協定が結ばれました。現在も協定のままであり、黄色い線で囲まれた区域で操業しても違反にはなりません。

この要望に対する回答は、資料64ページのIV 沿岸資源の適正な利用についての項目1の①と②により、水産庁から、「沿岸漁業と沖合漁業が共存共栄を図ることが重要である。水産庁は今後も漁業調整問題について、必要に応じて立会い、双方による協議が十分行われるよう対応する。」との回答があっております。

次に、本県が要望した資料53ページの「東シナ海における漁船の 安全操業確保について」ご説明します。資料54ページをご覧くださ い。要望内容の対象海域となる日中暫定措置水域や以南水域の尖閣諸 島周辺等の海域図を示させていただきました。

種子島、屋久島から沖縄諸島の西側に黒く塗りつぶして示してあるのが日中の暫定措置水域です。この暫定措置水域のさらに南側の尖閣列島を含む海域が以南水域です。日中漁業協定に基づく日中暫定措置水域や以南水域の尖閣諸島周辺等の海域において操業する本県漁船は、東シナ海はえ縄漁業(5年許可、樋島2隻、天草牛深1隻、倉岳町1隻)が操業されていますが、単独で操業することから、集団で出現する中国漁船に漁場を占拠されて操業に支障をきたすとともに、不安や脅威を感じて、安心して操業できない状況にあります。

特に最近の尖閣諸島を巡る情勢から、漁業者の不安は以前と比較にならないほど増大しているところです。実際に中国の船舶から追いかけられ、怖くて操業できないという情報も寄せられております。

現在、提供されている外国公船や漁船の情報は尖閣諸島周辺に限られ、その情報が出漁中の漁船に届くのに時間を要するため、漁業者からは、日中暫定措置水域も含めた広範囲における外国公船や漁船の位置情報等をリアルタイムに提供して欲しいとの要望があり、水産振興課でも外国公船の航行等の国の情報を受け、漁業者向けに情報を発信しているところです。

この要望に対する回答は、資料74ページのVI 外国漁船問題等についての項目3の②により、水産庁から、「中国の船舶が、我が国の領域に侵入し、日本漁船に接近しようとする場合、海上保安庁巡視船が安全確保を行う。今後も関係省庁と連携し、日本漁船の安全確保に努める。また、外国漁船や外国公船の情報については、漁業取締に関わる情報で、直接日本漁船や関係機関に提供することはできない。一方で、漁業者の安全確保は重要であることから可能な対応について検討したい。」との回答があっております。

また、海上保安庁からは、「尖閣諸島周辺海域に巡視船を配備して、 万全の領海警備体制により漁船の安全を確保している。また、関係機 関と緊密に連携しながら情報収集を行い、外国漁船の情報を提供する ことにより、漁業者の安全確保を行う。」との回答があっております。 最後に、本県が要望した資料55ページの「ミニボートによる危険 行為の防止について」ご説明します。近年、マリンレジャーの普及によ り、ミニボートの利用者も増加しています。

ミニボートとは長さ3m未満、エンジン出力1.5kW未満の小型のボートです。ミニボートの利用に際して、基本的な海上交通のルールを知らない利用者が多いほか、ミニボートを牽引してきた乗用車を漁港用地等に無断で駐車するなど、マナーの悪い利用者も多く見受けられるとのことです。

また、ミニボートの利用者が、海難事故を起こすなどの事例も多く みられています。令和元年は、全国で36件の事故が発生していると のことです。

そのため、ミニボートによる危険行為の防止と万が一の時の補償能力を高めるための要望です。

この要望に対する回答は、資料78ページの▼ 海洋性レジャーとの調整等についての項目3の①のミニボートの危険行為の防止により、水産庁から、「船舶の安全については担当省である国土交通省に伝える。」

海事局としては、「ミニボートの普及に伴い、ハード・ソフト両面から総合的な安全対策を推進している。国土交通省は、安全対策に関するマニュアルを作成し、業界全体を通じて広く周知を行っている。今後も安全情報を提供できるよう、官民連携して取り組みたい。」との回答があっております。

以上が、令和4年度全国海区漁業調整委員会連合会の要望結果になります。

今年度の要望結果を踏まえまして、令和5年度の要望活動に向けた 提案議題である要望について御審議していただきたく存じます。

事務局案としまして、昨年度まで要望してきた4項目については、 外国漁船への対応等については、継続して対応を求めていく必要があること、大中型まき網やミニボートに関する要望においては、関係省 庁から一定の回答はあるものの、具体的な対策を講じる等の対応には 至っていないことから、4項目を引き続き要望していくことを提案させて頂きます。

なお、突発的な議題提案や内容の変更等が生じました場合は、熊本県連合海区会長に一任いただくことの了解と併せて、ご審議いただきますようお願いいたします。以上で説明を終わります。

議長

ただ今、事務局から説明がありましたが、委員の皆様から御意見、御 質問はございませんか。

議長

ありませんか。

議長

ないようですので、第3号議案「令和4年度全国海区漁業調整委員会連合会九州ブロック会議の提案議題」については、異議なしということで、よろしいでしょうか。

委員

はい。

議長

それでは異議がない旨、回答します。

本日、事務局が予定した議事は以上ですが、委員の皆様から他に何かございませんか。

委員

ありません。

議長

事務局から、何かありませんか。

事務局

ありません。

議長

それでは、これをもちまして第386回天草不知火海区漁業調整委員 会を閉会します。